

泉佐個審第15号
平成27年11月18日

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 児玉 優子

泉佐野市個人情報保護条例の改正について（答申）

平成27年10月2日付け泉佐総総第850号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 泉佐野市個人情報保護条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、地方公共団体は、特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるよう求められており、泉佐野市においても、泉佐野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行う必要がある。

2 条例改正案に対する意見

当審査会は、担当課から提示された条例の改正素案について、審議及び検討を行った結果、各改正項目について、以下のとおり意見を述べる。

(1) 個人情報の定義規定の変更等（第2条）

改正素案については、妥当である。

(2) 通信回線を用いた個人情報の提供制限の例外規定の変更等（第7条）

第3項第1号の規定は、「法令等の規定に基づくとき」は市以外のものと通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の提供を認めるものであるが、本号の規定は、「法令等の規定により個人情報の提供が義務付けられている場合」と解釈すべきであり、その旨は、条例の運用指針等で明記すること。

(3) 特定個人情報の利用の制限等（第7条の2）

第1項の規定は、素案では「利用目的以外」と規定しているが、番号法第9条で特定個人情報の利用範囲が規定されているため、利用範囲をより明確にするため、「番号法の規定に基づく利用目的以外」と規定すべきである。

(4) 特定個人情報の委任代理人による開示請求権（第10条）

改正素案については、妥当である。

(5) 個人情報の削除等の請求（第18条・第18条の2）

個人情報の範囲には特定個人情報も含まれるため、個人情報から特定個人情報を除外する旨の規定をすべきである。

(6) 特定個人情報の削除、利用停止等の請求（第18条の3）

改正素案については、妥当である。

(7) 訂正等の請求の方法（第19条）

改正素案については、妥当である。

(8) 個人情報の提供先への通知（第21条）

改正素案については、妥当である。

(9) 他の制度との調整（第37条）

本条の規定は、条例の規定全般に適用されるものとなっているため、個人情報の開示等の請求手続に適用を限定するように改めるべきである。